

【別添資料 4】

リーフレット等イメージ

内 容

- ・事業主、支部等取次業務を行う方向けリーフレットイメージ
- ・被保険者向けリーフレットイメージ
- ・被保険者向けポスターイメージ

事業主等取次者の 方へ

医療保険の マイナンバー（個人番号）対応 をお願いします



平成28年1月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始され、国民健康保険組合では、各種手続きにおいてマイナンバーを利用して事務を行うこととなります。

事業主や支部等の取次者には、当組合に提出する各種届出書等に被保険者のマイナンバーが記入されていることを確認し、当組合に提出をお願いします。

1 なぜ、取次者がマイナンバーを取得する必要があるのですか？取次者がマイナンバーを扱っていいですか？

マイナンバーは、番号法で規定された行政事務において利用されることになっており、医療保険も対象となっています。今後、厚生労働省関係省令改正により、各種手続きで被保険者のマイナンバーが必要となります。

マイナンバーはプライバシーなどの関係で取り扱うことができる方は、制度上、各種手続きを行う者（国民健康保険組合などの「個人番号利用事務実施者」）や、これらの手続きを取次ぐ者（事業主や金融機関などの「個人番号関係事務実施者」）に限定されています。事業主、支部、出張所等の国保組合事務の取次者には、従来から届出等の取次業務を実施して頂いていますが、取次者がマイナンバーを取り扱うことについては、当組合からの委託に基づき実施していただくこととなります。

2 マイナンバーは医療保険以外に使いますか？

取次者の方は、**国民健康保険組合以外の個人番号利用事務実施者から**委託を受けている場合は、法令に基づいて**組合員等**の方々のマイナンバーを国民健康保険に関連する事務以外に、年金や雇用保険、労災保険等の各種社会保険や年末調整等の税の事務**等**にも利用することができます。

※番号法別表第一に基づく主務省令（平成26年内閣府総務省令第5号）

マイナンバーは制度上、個人情報の中でも特殊なものとして位置付けられていますので、被保険者の方々から最初にマイナンバーの提示を受ける際に、利用する事務などを全て具体的に示すことで、それぞれの事務に利用することができます。（5「マイナンバーを取り扱う上での注意事項」をご覧ください）

3

どのようにマイナンバーを取得し、提出しますか？

■ マイナンバーの取得と提出

マイナンバーを取得する対象は、**平成29年1月1日時点の被保険者（組合員及びその世帯に属する家族）及びその後の新規加入者**が予定されています。

新規加入者は、個人番号欄がある新様式を用いてマイナンバーをご提出ください。既存の被保険者については、平成28年1月以降、当組合に提出する各種届出書等にマイナンバーを記載して随時ご提出いただく方法と、ファイル等でまとめてご提出いただく方法が考えられます。

既存の被保険者について、マイナンバーの提出方法や時期は別途お知らせします。

当組合では、平成29年7月の情報連携の開始までに、ご提供いただいたマイナンバーの登録と特定個人情報の登録を終える必要があります。**対象者のマイナンバーの提出は、遅くとも平成29年1月末までに完了してください。**

■ マイナンバー取得時の本人確認

マイナンバーを取得する際、原則として「番号確認」と「身元確認」（まとめて「本人確認措置」といいます）が必要になります。番号確認のため、通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の提示（郵送の場合は写し）を受けてください。

※組合員の家族についての身元確認は、組合員が実施しているという観点で行う必要はありません。

※本人確認方法の詳細は、同封した資料「本人確認の措置」を参考にしてください。

（担当者の方へ）

番号制度導入の手引きの付録10をご活用ください

■ 被保険者への依頼について

マイナンバーは、平成27年10月以降、国民一人ひとりに郵送される「通知カード」に記載されています。被保険者にマイナンバーの提供を依頼する際は、通知カードを見て記載するよう依頼してください。通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付を受けることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。さらに、希望すれば、マイナンバーが記載された住民票が交付されます。

※被保険者証にはマイナンバーは記載されません

※被保険者への依頼時にお使いいただけるリーフレットをご提供します

個人番号 ○○○・・・・○○○

生年月日 ○年□月△日

性別 女

氏 名 番号花子

住 所 △県○市□町1-1-1

通知カードのイメージ

4 マイナンバーは、いつから使用しますか？

国民健康保険法施行規則などの厚生労働省関係省令について、各種申請書・届出書等の様式や申請事項等にマイナンバーを追加するなどの改正を行う予定です。これにより、資格管理、給付金等の各種申請・届出等の様式が改正され、マイナンバーが記載事項になります。

平成28年1月以降、当組合に各種届出を提出して頂く際に、被保険者のマイナンバーの記入をお願いします。

マイナンバーを記載事項に追加する様式の一例

- 資格取得の届出
- 資格喪失の届出
- 氏名変更の届出
- 世帯変更の届出
- 療養費の支給申請
- 高額療養費の支給申請
- 高額介護合算療養費の支給申請
- 限度額適用認定の申請等

等

5 マイナンバーを取り扱う上での注意事項

マイナンバーをその内容に含む個人情報は「特定個人情報」とされ、個人情報保護法が適用になります。事業主や支部、出張所等の取次者がマイナンバーを取得するにあたっては、利用目的を本人に通知又は公表しなければなりません。

マイナンバーを取得する時には、国民健康保険に関する個人番号関係事務において利用することを明示してください。マイナンバーは、国民健康保険のほか、法令に基づき、給与所得の源泉徴収票、支払調書、厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類にも記載が必要になるものです。特定の事務のために提供を受けたマイナンバーを、他の事務に利用することが想定される場合は、あらかじめ複数の利用目的を包括的に明示して取得、利用してください。

マイナンバーは、本人の同意があっても法定された場合以外に使用、提供することが禁止されている等、個人情報よりも厳格な取扱いが必要な「特定個人情報」となります。また、漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置を実施する必要もあります。

特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に従って、適正な取扱いを行ってください。

6 マイナンバー制度とは？

- 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。
- マイナンバー制度の導入により、国民健康保険組合は、①マイナンバーが記載された申請書・届出書等の提出を受けて、被保険者等のマイナンバーを取得し、②情報提供ネットワークシステムを通じて、情報照会・情報提供（情報連携）を行います。これにより、その対象となる手続で添付書類の省略ができるようになります。

7 詳しい情報はどこで入手できますか？

- 社会保障分野へのマイナンバー制度導入に関する事業主向けリーフレットと説明資料は、厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000063273.html>
※健康保険の事業主向けです（ご参考）
- マイナンバー制度については、内閣官房
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
※「事業者向けマイナンバー広報資料」をご参照ください
- 特定個人情報の取り扱い等については、特定個人情報保護委員会
<http://www.ppc.go.jp/index.html>
※「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」をご参照ください

問い合わせ先

（担当者の方へ）
問い合わせ先をご記載ください



被保険者のみなさまへ

あなたに「マイナンバー（個人番号）」が届きます

平成28年1月から番号制度が始まります。そこで、平成27年10月から順次、「通知カード」がお住まいの市区町村から郵送され、国民一人ひとりに固有のマイナンバー（個人番号）があなたに通知されます。



今後、各種の国民健康保険の手続きのとき、マイナンバーを記入することになります。届いた通知カードは大切に保管しておいて下さい。

通知カードのイメージ

個人番号	〇〇〇・・・・〇〇〇
生年月日	〇年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県〇市□町1-1-1

国民健康保険や年金、税金、雇用保険等の手続きで必要になります

1 マイナンバーは今後どう使うの？

平成28年1月から、国民健康保険の各種申請書や届出書等にマイナンバーを記入する必要があります。また、マイナンバーは国民健康保険だけでなく、年金や雇用保険、税金等、番号法やその他の法律、条令で定められた手続きで、共通で使うことになります。

※国民健康保険以外の開始時期は制度によって異なります

通知カードは、これらの手続きでマイナンバーを記載する際、ご自分の番号を確かめるためにお使いください。また、手続きをする窓口等でマイナンバーを確認するために通知カードの提示が求められますので、手続きの際は必ずお持ちください。郵送の場合は写しを提出する必要があります。

※通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付を受けることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。さらに、希望すれば、マイナンバーが記載された住民票が交付されます

※被保険者証にはマイナンバーは記載されていません

2 平成28年1月から 個人番号欄にあなたのマイナンバーを記入してください

平成28年1月から、資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、世帯変更の届出、療養費の支給申請、高額療養費の支給申請、高額介護合算療養費の支給申請、限度額適用認定証の申請等の様式に個人番号欄が設けられます。

※平成27年1月時点の厚生労働省省令改正に基づく

マイナンバーは皆さまの手続きを確実にかつ早期に進めるために必要な事項ですので、ご自分のマイナンバーを必ず記入して下さい。

変更前

変更後

(担当者の方へ)
お使いになる書式イメージを
挿入してください

通知カード

個人番号	〇〇〇……〇〇〇
生年月日	〇年□月△日
性別	女
氏名	番号花子
住所	△県〇市□町1-1-1

※通知カードのほか、個人番号カードや住民票でも確認できます

3 番号制度とは？

社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。
ホームページ内にあるFAQ（よくある質問）もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

問い合わせ先

(担当者の方へ)
問い合わせ先をご記載ください



個人番号記入様式(イメージ)

(担当者の方へ)
 国保組合の「個人番号の利用目的」を記載します。**赤文字**は記載例です。

【個人番号の利用目的について】

当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康保険組合法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付および徴収業務で利用する。

組合員	被保険者証の記号・番号	
	個人番号※1	
	氏名	
	住民票住所	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女

(担当者の方へ)
 不要であれば、削除してください。

家族①	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	組合員との続柄	

家族②	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	組合員との続柄	

※1:通知カード又は個人番号カードに記載の個人番号(12桁)をご記入ください。

家族③	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	組合員との続柄	

家族④	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	組合員との続柄	

家族⑤	個人番号※1	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	性別	男・女
	組合員との続柄	

※1: 通知カード又は個人番号カードに記載の個人番号(12桁)をご記入ください。

(担当者の方へ)

本資料は、各種申請・届出様式変更前（～平成27年12月末）に個人番号を取得する際に用いる様式（イメージ）です。適宜、使いやすいようにカスタマイズしてください。

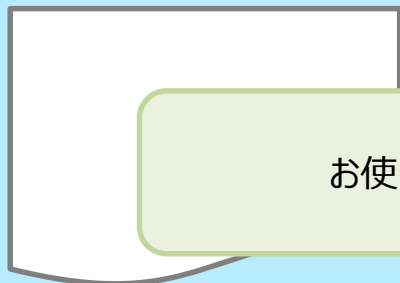
被保険者のみなさまへ



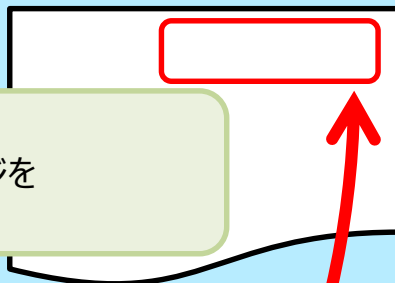
国民健康保険の手続きにおいて マイナンバー（個人番号）の記入 が必要になります

平成28年1月から、番号制度が始まります。これからは、個人番号欄がある申請書・届出書等（※）に、あなたのマイナンバーを記入してください。

変更前



変更後



（担当者の方へ）
お使いになる書式イメージを
挿入してください

ご自身のマイナンバーは
「通知カード」や「個人番号カード」、
「住民票」で確認して、ご記入下さい

※被保険者証には記載されていません

通知カード

個人番号 ○○○…○○○

生年月日 ○年□月△日

性別 女

氏 名 番号花子

住 所 △県○市□町1-1-1

※通知カードは平成27年10月から、被保険者一人ひとりに市区町村から送付されています。

※資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、世帯変更の届出、療養費の支給申請、高額療養費の支給申請、高額介護合算療養費の支給申請、限度額適用認定証の申請 等
（平成27年1月時点の厚生労働省省令改正（案）に基づく。詳しくは、当国民健康保険組合にお問い合わせください）